



# 田村町駐在所

だより

令和6年12月号  
栃木警察署  
田村町駐在所  
☎ 27-1171

何かと慌ただしい師走には、歳末特有の犯罪や事故が多発します。

地域ぐるみで自主防犯意識を高め、事件や事故に遭わないように注意しましょう。

また、年末年始は飲酒する機会が増えると思いますが、



**「飲んだ量が少しだから」  
「飲んでからしばらく時間が経っているから」**

**運転しても大丈夫！**

**自転車のスマホ・酒気帯び**  
**罰則強化**

ながらスマホ  
酒気帯び運転

令和6年11月1日  
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

酒気帯び運転 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  
酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

などといった思い込みはやめましょう。



※**令和6年**  
**11月1日**より

**【道路交通法改正】**  
**自転車に対する罰則**  
**も厳しくなりました。**



**年  
末  
年  
始  
特  
別  
警  
戒**